

原子力発第20181号
令和2年 8月31日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
長井啓介

伊方発電所2号機の廃止措置に関する事前協議内容の補正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社事業につきましては、平素から格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、平成30年10月10日に、原子力規制委員会へ伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書を提出し、この内容について、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」第9条に基づく事前協議の申し入れを行いました。

その後、令和元年11月27日及び令和2年5月18日、原子力規制委員会へ伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請の補正書を提出し、事前協議の内容についても補正いたしました。

当補正内容に関し、原子力規制委員会の審査での議論を踏まえ、本日、原子力規制委員会へ伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請の補正書を提出いたします。

つきましては、平成30年10月10日に申し入れを行いました伊方発電所2号機の廃止措置に関する事前協議の内容について、別紙のとおり補正を行いたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

別紙 前回補正（令和2年5月18日）からの主な変更

前回補正（令和2年5月18日）からの主な変更

○ 性能維持施設の性能に関する記載の適正化

- ・タンク類の性能について、「内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。」との記載に変更
- ・除染装置の性能について、「使用済燃料輸送容器の除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。」との記載に変更
- ・核燃料物質貯蔵設備の性能について、「臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。」との記載に変更
- ・補助建家排気筒の性能について、「放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。」との記載に変更
- ・ディーゼル発電機、原子炉補機冷却水設備等の性能について、「接続している性能維持施設へ電源又は冷却水を供給できる状態であること。」との記載に変更

原子力発第20179号
令和2年 8月31日

原子力規制委員会 殿

住 所 高松市丸の内2番5号
申 請 者 名 四国電力株式会社
代表者氏名 取締役社長 社長執行役員
長 井 啓 介

伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書の補正について

平成30年10月10日付け、原子力発第18163号をもって申請（令和元年11月27日付け、原子力発第19290号及び令和2年5月18日付け、原子力発第20045号で一部補正）しました伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書を下記のとおり一部補正いたします。

記

伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書を別添のとおり補正する。

別添

伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書

(平成30年10月10日 原子力発第18163号をもって申請, 令和元年11月27日 原子力発第19290号及び令和2年5月18日 原子力発第20045号で一部補正) の補正前後比較表

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	六 1. 性能維持施設	<p>1. <u>性能維持施設</u> <u>廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建家及び構造物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、非常用電源設備、原子炉補機冷却海水設備、消火設備等の施設を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。1号炉のみとの共用施設については、性能維持施設として維持管理する。3号炉との共用施設については、3号炉の発電用原子炉施設として維持管理するため、性能維持施設から除く。</u> <u>性能維持施設に係る必要な機能及び性能の維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</u></p> <p>(6) <u>非常用電源設備については、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまでの期間、発電用原子炉施設の安全確保上必要な設備への電源供給機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p>1. <u>性能維持施設</u> <u>廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建家及び構造物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、非常用電源設備、原子炉補機冷却海水設備、消火設備等の施設を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。1号炉のみとの共用施設については、性能維持施設として維持管理する。3号炉との共用施設については、3号炉の発電用原子炉施設として維持管理するため、性能維持施設から除く。</u> <u>性能維持施設に係る必要な機能及び性能並びに維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</u></p> <p>(6) <u>非常用電源設備については、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまでの期間、発電用原子炉施設の安全確保に必要な適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p>・記載の適正化</p>

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																												
一	六 第6.1表 性能維持施設	<p>第6.1表 性能維持施設 (2/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> <th>位置、構造及び設備^{※1}</th> <th>維持台数</th> <th>維持機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> <td></td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家クレーン</td> <td></td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能 燃料落下防止機能</td> <td>新燃料又は使用済燃料を取扱 い中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が 停止した位置にて保持される 状態であること。また、取扱 い中に新燃料及び使用済燃料 が破損しないよう正常に動作 する状態であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新燃料エレベータ</td> <td></td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>除染機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>除染装置</td> <td></td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まず。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	位置、構造及び設備 ^{※1}	維持台数	維持機能	性能	維持期間	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン		1台	既許認可 どおり		2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	補助建家クレーン		1台	既許認可 どおり	臨界防止機能 燃料落下防止機能	新燃料又は使用済燃料を取扱 い中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が 停止した位置にて保持される 状態であること。また、取扱 い中に新燃料及び使用済燃料 が破損しないよう正常に動作 する状態であること。			新燃料エレベータ		1台	既許認可 どおり	除染機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで			除染装置		1台	既許認可 どおり		2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	<p>第6.1表 性能維持施設 (2/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> <th>位置、構造及び設備^{※1}</th> <th>維持台数</th> <th>維持機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> <td></td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家クレーン</td> <td></td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能 燃料落下防止機能</td> <td>新燃料又は使用済燃料を取扱 い中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が 停止した位置にて保持される 状態であること。また、取扱 い中に新燃料及び使用済燃料 が破損しないよう正常に動作 する状態であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新燃料エレベータ</td> <td></td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>除染機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>除染装置</td> <td></td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まず。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	位置、構造及び設備 ^{※1}	維持台数	維持機能	性能	維持期間	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン		1台	既許認可 どおり		2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	補助建家クレーン		1台	既許認可 どおり	臨界防止機能 燃料落下防止機能	新燃料又は使用済燃料を取扱 い中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が 停止した位置にて保持される 状態であること。また、取扱 い中に新燃料及び使用済燃料 が破損しないよう正常に動作 する状態であること。			新燃料エレベータ		1台	既許認可 どおり	除染機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで			除染装置		1台	既許認可 どおり		2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	<p>• 記載の適正化 (除染装置の性能について、 使用済燃料輸送容器の除 染に影響するような有意 な損傷がない状態である ことを明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	位置、構造及び設備 ^{※1}	維持台数	維持機能	性能	維持期間																																																																									
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン		1台	既許認可 どおり		2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																									
		補助建家クレーン		1台	既許認可 どおり	臨界防止機能 燃料落下防止機能	新燃料又は使用済燃料を取扱 い中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が 停止した位置にて保持される 状態であること。また、取扱 い中に新燃料及び使用済燃料 が破損しないよう正常に動作 する状態であること。																																																																									
		新燃料エレベータ		1台	既許認可 どおり	除染機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																									
		除染装置		1台	既許認可 どおり		2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																									
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	位置、構造及び設備 ^{※1}	維持台数	維持機能	性能	維持期間																																																																									
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン		1台	既許認可 どおり		2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																									
		補助建家クレーン		1台	既許認可 どおり	臨界防止機能 燃料落下防止機能	新燃料又は使用済燃料を取扱 い中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が 停止した位置にて保持される 状態であること。また、取扱 い中に新燃料及び使用済燃料 が破損しないよう正常に動作 する状態であること。																																																																									
		新燃料エレベータ		1台	既許認可 どおり	除染機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																									
		除染装置		1台	既許認可 どおり		2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																									

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																						
一	六 第6.1表 性能維持施設 (続き)	<p style="text-align: center;">第6.1表 性能維持施設 (3/10)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備^{※1}</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">既許認可 どおり</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>(建家) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料ラック</td> <td>1式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td>新燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td>2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット</td> <td>1個</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td>新燃料及び使用済燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用済燃料ラック</td> <td>1式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まれる。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持台数	既許認可 どおり	維持機能	性能	維持期間	設備	(建家) 名称	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1式	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット	1個	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料及び使用済燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで			使用済燃料ラック	1式	既許認可 どおり				<p style="text-align: center;">第6.1表 性能維持施設 (3/10)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備^{※1}</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">既許認可 どおり</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>(建家) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料ラック</td> <td>1式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td>新燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</td> <td>2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット</td> <td>1個</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td>新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用済燃料ラック</td> <td>1式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まれる。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持台数	既許認可 どおり	維持機能	性能	維持期間	設備	(建家) 名称	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1式	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット	1個	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで			使用済燃料ラック	1式	既許認可 どおり				<p>・記載の適正化 (核燃料物質貯蔵設備の性能について、臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であることを明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}			維持台数	既許認可 どおり						維持機能	性能			維持期間																																																										
		設備	(建家) 名称																																																																							
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1式	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																		
		使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット	1個	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料及び使用済燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																		
			使用済燃料ラック	1式	既許認可 どおり																																																																					
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持台数	既許認可 どおり	維持機能	性能	維持期間																																																																		
		設備	(建家) 名称																																																																							
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1式	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																		
		使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット	1個	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																		
			使用済燃料ラック	1式	既許認可 どおり																																																																					

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																										
一	六 第6.1表 性能維持施設 (続き)	<p>第6.1表 性能維持施設 (4/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建物) 名称</th> <th>位置、構造及び設備*1 維持台数</th> <th>維持機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット水位を監視する設備</td> <td>1式</td> <td>水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。</td> <td rowspan="2">2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備</td> <td>1式</td> <td></td> <td>使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット水浄化冷却設備</td> <td>1系統</td> <td>浄化・冷却機能</td> <td>使用済燃料ピット水の冷却が可能で運転状態であること。使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。</td> <td rowspan="2">2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>1基</td> <td>給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td> <td>著しい漏えいがない状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備*1 維持台数	維持機能	性能	維持期間	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1式	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1式		使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1系統	浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却が可能で運転状態であること。使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料取替用水タンク	1基	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	著しい漏えいがない状態であること。	<p>第6.1表 性能維持施設 (4/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建物) 名称</th> <th>位置、構造及び設備*1 維持台数</th> <th>維持機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット水位を監視する設備</td> <td>1式</td> <td>水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。</td> <td rowspan="2">2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備</td> <td>1式</td> <td></td> <td>使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット水浄化冷却設備</td> <td>1系統</td> <td>浄化・冷却機能</td> <td>使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。</td> <td rowspan="2">2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>1基</td> <td>給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備*1 維持台数	維持機能	性能	維持期間	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1式	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1式		使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1系統	浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料取替用水タンク	1基	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備の性能について、使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であることを明確化) 記載の適正化 (タンク類の性能について、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを明確化)
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備*1 維持台数	維持機能	性能	維持期間																																																								
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1式	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																								
		使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1式		使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。																																																									
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1系統	浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却が可能で運転状態であること。使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																								
		燃料取替用水タンク	1基	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	著しい漏えいがない状態であること。																																																									
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備*1 維持台数	維持機能	性能	維持期間																																																								
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1式	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																								
		使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1式		使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。																																																									
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1系統	浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																								
		燃料取替用水タンク	1基	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。																																																									

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																
一	六 第6.1表 性能維持施設 (続き)	<p>第6.1表 性能維持施設 (5/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備^{※1}</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>性能維持施設(使用済燃料ピット水浄化冷却設備)へ冷却水を供給できる状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>補助建家排気筒</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>補助建家冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却材貯蔵タンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家機器ドレンタンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家サンプタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器サンプ</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象を含む。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	原子炉冷却系統施設	その他の主要な事項	原子炉補機冷却水冷却器	1基	既許認可 どおり	性能維持施設(使用済燃料ピット水浄化冷却設備)へ冷却水を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却水ポンプ	1台	既許認可 どおり			原子炉補機冷却水サージタンク	1基	既許認可 どおり			放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	格納容器冷却材ドレンタンク	1基	既許認可 どおり			液体廃棄物の廃棄設備	補助建家冷却材ドレンタンク	1基	既許認可 どおり			冷却材貯蔵タンク	1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	補助建家機器ドレンタンク	2基	既許認可 どおり			補助建家サンプタンク	1基	既許認可 どおり			格納容器サンプ	1基	既許認可 どおり			<p>第6.1表 性能維持施設 (5/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備^{※1}</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>補助建家排気筒</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>補助建家冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却材貯蔵タンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家機器ドレンタンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家サンプタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器サンプ</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象を含む。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	原子炉冷却系統施設	その他の主要な事項	原子炉補機冷却水冷却器	1基	既許認可 どおり	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却水ポンプ	1台	既許認可 どおり			原子炉補機冷却水サージタンク	1基	既許認可 どおり			放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	1基	既許認可 どおり	放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	格納容器冷却材ドレンタンク	1基	既許認可 どおり			液体廃棄物の廃棄設備	補助建家冷却材ドレンタンク	1基	既許認可 どおり			冷却材貯蔵タンク	1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	補助建家機器ドレンタンク	2基	既許認可 どおり			補助建家サンプタンク	1基	既許認可 どおり			格納容器サンプ	1基	既許認可 どおり			<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (原子炉補機冷却水冷却器等の性能について、接続している性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であることを明確化) 記載の適正化 (補助建家排気筒の性能について、放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であることを明確化) 記載の適正化 (タンク類の性能について、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを明確化)
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}			維持機能	性能				維持期間																																																																																																																										
		設備 (建家) 名称	維持台数																																																																																																																																	
原子炉冷却系統施設	その他の主要な事項	原子炉補機冷却水冷却器	1基	既許認可 どおり	性能維持施設(使用済燃料ピット水浄化冷却設備)へ冷却水を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																														
		原子炉補機冷却水ポンプ	1台	既許認可 どおり																																																																																																																																
		原子炉補機冷却水サージタンク	1基	既許認可 どおり																																																																																																																																
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																														
		格納容器冷却材ドレンタンク	1基	既許認可 どおり																																																																																																																																
	液体廃棄物の廃棄設備	補助建家冷却材ドレンタンク	1基	既許認可 どおり																																																																																																																																
		冷却材貯蔵タンク	1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																														
		補助建家機器ドレンタンク	2基	既許認可 どおり																																																																																																																																
		補助建家サンプタンク	1基	既許認可 どおり																																																																																																																																
		格納容器サンプ	1基	既許認可 どおり																																																																																																																																
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持機能	性能	維持期間																																																																																																																														
		設備 (建家) 名称	維持台数																																																																																																																																	
原子炉冷却系統施設	その他の主要な事項	原子炉補機冷却水冷却器	1基	既許認可 どおり	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																														
		原子炉補機冷却水ポンプ	1台	既許認可 どおり																																																																																																																																
		原子炉補機冷却水サージタンク	1基	既許認可 どおり																																																																																																																																
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	1基	既許認可 どおり	放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																														
		格納容器冷却材ドレンタンク	1基	既許認可 どおり																																																																																																																																
	液体廃棄物の廃棄設備	補助建家冷却材ドレンタンク	1基	既許認可 どおり																																																																																																																																
		冷却材貯蔵タンク	1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																														
		補助建家機器ドレンタンク	2基	既許認可 どおり																																																																																																																																
		補助建家サンプタンク	1基	既許認可 どおり																																																																																																																																
		格納容器サンプ	1基	既許認可 どおり																																																																																																																																

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																												
一	六 第6.1表 性能維持施設 (続き)	<p>第6.1表 性能維持施設 (6/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備^{※1}</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物)^{※2}</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>廃液貯蔵タンク^{※2}</td> <td>3基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>著しい漏えいがない状態であること。</td> <td rowspan="4">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置^{※2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性液体廃棄物を処理できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水脱塩塔^{※2}</td> <td>2基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク^{※2}</td> <td>2基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。</td> <td>薬品ドレンタンク^{※2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性液体廃棄物の希釈・放出に影響するようない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク^{※2}</td> <td>2基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗浄排水蒸発装置^{※2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性液体廃棄物を処理できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水蒸留水タンク^{※2}</td> <td>2基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放水口^{※2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性液体廃棄物の希釈・放出に影響するようない状態であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まれる。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) ^{※2}	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	廃液貯蔵タンク ^{※2}	3基	既許認可 どおり	著しい漏えいがない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	廃液蒸発装置 ^{※2}	1基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること。	廃液蒸留水脱塩塔 ^{※2}	2基	既許認可 どおり		廃液蒸留水タンク ^{※2}	2基	既許認可 どおり		放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	薬品ドレンタンク ^{※2}	1基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物の希釈・放出に影響するようない状態であること。	洗浄排水タンク ^{※2}	2基	既許認可 どおり		洗浄排水蒸発装置 ^{※2}	1基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること。	洗浄排水蒸留水タンク ^{※2}	2基	既許認可 どおり		放水口 ^{※2}	1式	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物の希釈・放出に影響するようない状態であること。						<p>第6.1表 性能維持施設 (6/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備^{※1}</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物)^{※2}</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>廃液貯蔵タンク^{※2}</td> <td>3基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="4">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置^{※2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性液体廃棄物を処理する能力を有すること。</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水脱塩塔^{※2}</td> <td>2基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク^{※2}</td> <td>2基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。</td> <td>薬品ドレンタンク^{※2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性液体廃棄物の希釈・放出に影響するようない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク^{※2}</td> <td>2基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗浄排水蒸発装置^{※2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性液体廃棄物を処理する能力を有すること。</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水蒸留水タンク^{※2}</td> <td>2基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放水口^{※2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まれる。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) ^{※2}	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	廃液貯蔵タンク ^{※2}	3基	既許認可 どおり	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	廃液蒸発装置 ^{※2}	1基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物を処理する能力を有すること。	廃液蒸留水脱塩塔 ^{※2}	2基	既許認可 どおり		廃液蒸留水タンク ^{※2}	2基	既許認可 どおり		放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	薬品ドレンタンク ^{※2}	1基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物の希釈・放出に影響するようない状態であること。	洗浄排水タンク ^{※2}	2基	既許認可 どおり		洗浄排水蒸発装置 ^{※2}	1基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物を処理する能力を有すること。	洗浄排水蒸留水タンク ^{※2}	2基	既許認可 どおり		放水口 ^{※2}	1式	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。						<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (タンク類の性能について、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを明確化) 記載の適正化 (廃液蒸発装置等の性能について、放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であることを明確化) 記載の適正化 (放水口の性能について、放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であることを明確化)
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}			維持機能	性能				維持期間																																																																																																						
		設備 (建物) ^{※2}	維持台数																																																																																																													
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	廃液貯蔵タンク ^{※2}	3基	既許認可 どおり	著しい漏えいがない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																										
		廃液蒸発装置 ^{※2}	1基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること。																																																																																																											
		廃液蒸留水脱塩塔 ^{※2}	2基	既許認可 どおり																																																																																																												
		廃液蒸留水タンク ^{※2}	2基	既許認可 どおり																																																																																																												
	放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	薬品ドレンタンク ^{※2}	1基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物の希釈・放出に影響するようない状態であること。																																																																																																											
		洗浄排水タンク ^{※2}	2基	既許認可 どおり																																																																																																												
		洗浄排水蒸発装置 ^{※2}	1基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること。																																																																																																											
		洗浄排水蒸留水タンク ^{※2}	2基	既許認可 どおり																																																																																																												
		放水口 ^{※2}	1式	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物の希釈・放出に影響するようない状態であること。																																																																																																											
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持機能	性能	維持期間																																																																																																										
		設備 (建物) ^{※2}	維持台数																																																																																																													
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	廃液貯蔵タンク ^{※2}	3基	既許認可 どおり	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																										
		廃液蒸発装置 ^{※2}	1基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物を処理する能力を有すること。																																																																																																											
		廃液蒸留水脱塩塔 ^{※2}	2基	既許認可 どおり																																																																																																												
		廃液蒸留水タンク ^{※2}	2基	既許認可 どおり																																																																																																												
	放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	薬品ドレンタンク ^{※2}	1基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物の希釈・放出に影響するようない状態であること。																																																																																																											
		洗浄排水タンク ^{※2}	2基	既許認可 どおり																																																																																																												
		洗浄排水蒸発装置 ^{※2}	1基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物を処理する能力を有すること。																																																																																																											
		洗浄排水蒸留水タンク ^{※2}	2基	既許認可 どおり																																																																																																												
		放水口 ^{※2}	1式	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。																																																																																																											

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																												
1	六 第6.1表 性能維持施設 (続き)	<p>第6.1表 性能維持施設 (7/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">設備 (建物) 名称</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>位置、構造及び設備^{※1}</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="3">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済樹脂貯蔵タンク^{※2}</td> <td>16基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>著しい漏えいがない状態であること。 放射性固体廃棄物を処理できる状態であること。</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ドラム詰装置 (アスファルト固化装置、セメント固化装置)^{※2}</td> <td>各1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>ペイラ^{※2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">屋内管理用の主要な設備</td> <td>エリア・モニタ (ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)</td> <td>各1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>プロセス・モニタ (補助蒸気ドレンモニタ)</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線管理機能</td> <td>出入管理、汚染の管理及び放射線分析ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室)^{※2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線管理機能</td> <td>放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。</td> <td>放射線管理関係設備の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ (補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ)</td> <td>各1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線管理機能</td> <td>放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。</td> <td>放射線管理関係設備の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ (廃棄物処理設備排水モニタ)^{※2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線管理機能</td> <td>放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。</td> <td>放射線管理関係設備の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室)^{※2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線管理機能</td> <td>放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。</td> <td>放射線管理関係設備の処理が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称		維持台数	維持機能	性能	維持期間	位置、構造及び設備 ^{※1}	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂貯蔵タンク ^{※2}	16基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機能	著しい漏えいがない状態であること。 放射性固体廃棄物を処理できる状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	ドラム詰装置 (アスファルト固化装置、セメント固化装置) ^{※2}	各1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	ペイラ ^{※2}	1基	既許認可どおり	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ (ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)	各1台	既許認可どおり	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	プロセス・モニタ (補助蒸気ドレンモニタ)	1台	既許認可どおり	放射線管理機能	出入管理、汚染の管理及び放射線分析ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) ^{※2}	1式	既許認可どおり	放射線管理機能	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。	放射線管理関係設備の処理が完了するまで	放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ (補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ)	各1台	既許認可どおり	放射線管理機能	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。	放射線管理関係設備の処理が完了するまで	排水モニタ (廃棄物処理設備排水モニタ) ^{※2}	1台	既許認可どおり	放射線管理機能	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。	放射線管理関係設備の処理が完了するまで	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) ^{※2}	1式	既許認可どおり	放射線管理機能	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。	放射線管理関係設備の処理が完了するまで	<p>第6.1表 性能維持施設 (7/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">設備 (建物) 名称</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>位置、構造及び設備^{※1}</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="3">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済樹脂貯蔵タンク^{※2}</td> <td>16基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ドラム詰装置 (アスファルト固化装置、セメント固化装置)^{※2}</td> <td>各1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>ペイラ^{※2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">屋内管理用の主要な設備</td> <td>エリア・モニタ (ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)</td> <td>各1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>プロセス・モニタ (補助蒸気ドレンモニタ)</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線管理機能</td> <td>出入管理、汚染の管理及び放射線分析ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室)^{※2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線管理機能</td> <td>放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。</td> <td>放射線管理関係設備の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ (補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ)</td> <td>各1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線管理機能</td> <td>放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。</td> <td>放射線管理関係設備の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ (廃棄物処理設備排水モニタ)^{※2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線管理機能</td> <td>放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。</td> <td>放射線管理関係設備の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室)^{※2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線管理機能</td> <td>放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。</td> <td>放射線管理関係設備の処理が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称		維持台数	維持機能	性能	維持期間	位置、構造及び設備 ^{※1}	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂貯蔵タンク ^{※2}	16基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	ドラム詰装置 (アスファルト固化装置、セメント固化装置) ^{※2}	各1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	ペイラ ^{※2}	1基	既許認可どおり	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ (ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)	各1台	既許認可どおり	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	プロセス・モニタ (補助蒸気ドレンモニタ)	1台	既許認可どおり	放射線管理機能	出入管理、汚染の管理及び放射線分析ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) ^{※2}	1式	既許認可どおり	放射線管理機能	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。	放射線管理関係設備の処理が完了するまで	放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ (補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ)	各1台	既許認可どおり	放射線管理機能	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。	放射線管理関係設備の処理が完了するまで	排水モニタ (廃棄物処理設備排水モニタ) ^{※2}	1台	既許認可どおり	放射線管理機能	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。	放射線管理関係設備の処理が完了するまで	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) ^{※2}	1式	既許認可どおり	放射線管理機能	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。	放射線管理関係設備の処理が完了するまで	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (タンク類の性能について、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを明確化) 記載の適正化 (ドラム詰装置及びペイラの性能について、放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であることを明確化)
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称			維持台数	維持機能					性能	維持期間																																																																																																																																				
		位置、構造及び設備 ^{※1}	維持台数																																																																																																																																													
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂貯蔵タンク ^{※2}	16基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機能	著しい漏えいがない状態であること。 放射性固体廃棄物を処理できる状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																									
		ドラム詰装置 (アスファルト固化装置、セメント固化装置) ^{※2}	各1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																																																																									
		ペイラ ^{※2}	1基	既許認可どおり	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																																																																									
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ (ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)	各1台	既許認可どおり	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																																																																									
		プロセス・モニタ (補助蒸気ドレンモニタ)	1台	既許認可どおり	放射線管理機能	出入管理、汚染の管理及び放射線分析ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																																									
		放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) ^{※2}	1式	既許認可どおり	放射線管理機能	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。	放射線管理関係設備の処理が完了するまで																																																																																																																																									
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ (補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ)	各1台	既許認可どおり	放射線管理機能	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。	放射線管理関係設備の処理が完了するまで																																																																																																																																									
		排水モニタ (廃棄物処理設備排水モニタ) ^{※2}	1台	既許認可どおり	放射線管理機能	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。	放射線管理関係設備の処理が完了するまで																																																																																																																																									
		放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) ^{※2}	1式	既許認可どおり	放射線管理機能	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。	放射線管理関係設備の処理が完了するまで																																																																																																																																									
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称		維持台数	維持機能	性能	維持期間																																																																																																																																									
		位置、構造及び設備 ^{※1}	維持台数																																																																																																																																													
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂貯蔵タンク ^{※2}	16基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																									
		ドラム詰装置 (アスファルト固化装置、セメント固化装置) ^{※2}	各1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																																																																									
		ペイラ ^{※2}	1基	既許認可どおり	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																																																																									
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ (ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)	各1台	既許認可どおり	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																																																																									
		プロセス・モニタ (補助蒸気ドレンモニタ)	1台	既許認可どおり	放射線管理機能	出入管理、汚染の管理及び放射線分析ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																																									
		放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) ^{※2}	1式	既許認可どおり	放射線管理機能	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。	放射線管理関係設備の処理が完了するまで																																																																																																																																									
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ (補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ)	各1台	既許認可どおり	放射線管理機能	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。	放射線管理関係設備の処理が完了するまで																																																																																																																																									
		排水モニタ (廃棄物処理設備排水モニタ) ^{※2}	1台	既許認可どおり	放射線管理機能	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。	放射線管理関係設備の処理が完了するまで																																																																																																																																									
		放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) ^{※2}	1式	既許認可どおり	放射線管理機能	放射線管理関係設備 (出入管理室、放射化学室、放射能測定室) に関する警報が発信できる状態であること。 放射線監視機能に関する警報が発信できる状態であること。	放射線管理関係設備の処理が完了するまで																																																																																																																																									

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																								
一	六 第6.1表 性能維持施設 (続き)	<p>第6.1表 性能維持施設 (8/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建家)名称</th> <th rowspan="2">位置、構造及び設備*1 維持台数</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>既許認可 とおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">構造</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>1基</td> <td>放射線物質漏えい防止機能 (事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射線物質漏えい防止機能を除く。)</td> <td>外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器給気ユニット</td> <td>1基</td> <td>既許認可 とおり</td> <td rowspan="8">換気機能</td> <td rowspan="8">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。</td> <td rowspan="8">管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器給気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可 とおり</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン・ユニット</td> <td>1基</td> <td>既許認可 とおり</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可 とおり</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気筒</td> <td>1基</td> <td>既許認可 とおり</td> </tr> <tr> <td>補助建家給気ユニット</td> <td>1基</td> <td>既許認可 とおり</td> </tr> <tr> <td>補助建家給気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可 とおり</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可 とおり</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気筒</td> <td>1基</td> <td>既許認可 とおり</td> </tr> <tr> <td colspan="7"> ※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まれる。 </td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	位置、構造及び設備*1 維持台数	維持機能	性能	維持期間	既許認可 とおり	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1基	放射線物質漏えい防止機能 (事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射線物質漏えい防止機能を除く。)	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	原子炉格納容器給気ユニット	1基	既許認可 とおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。	管理区域を解除するまで	原子炉格納容器給気ファン	2台	既許認可 とおり	原子炉格納容器排気ファン・ユニット	1基	既許認可 とおり	原子炉格納容器排気ファン	2台	既許認可 とおり	原子炉格納容器排気筒	1基	既許認可 とおり	補助建家給気ユニット	1基	既許認可 とおり	補助建家給気ファン	2台	既許認可 とおり	補助建家排気ファン	2台	既許認可 とおり	補助建家排気筒	1基	既許認可 とおり	※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まれる。							<p>第6.1表 性能維持施設 (8/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建家)名称</th> <th rowspan="2">位置、構造及び設備*1 維持台数</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>既許認可 とおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">構造</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>1基</td> <td>放射線物質漏えい防止機能 (事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射線物質漏えい防止機能を除く。)</td> <td>外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器給気ユニット</td> <td>1基</td> <td>既許認可 とおり</td> <td rowspan="8">換気機能</td> <td rowspan="8">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td rowspan="8">管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器給気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可 とおり</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン・ユニット</td> <td>1基</td> <td>既許認可 とおり</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可 とおり</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気筒</td> <td>1基</td> <td>既許認可 とおり</td> </tr> <tr> <td>補助建家給気ユニット</td> <td>1基</td> <td>既許認可 とおり</td> </tr> <tr> <td>補助建家給気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可 とおり</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可 とおり</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気筒</td> <td>1基</td> <td>既許認可 とおり</td> </tr> <tr> <td colspan="7"> ※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まれる。 </td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	位置、構造及び設備*1 維持台数	維持機能	性能	維持期間	既許認可 とおり	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1基	放射線物質漏えい防止機能 (事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射線物質漏えい防止機能を除く。)	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	原子炉格納容器給気ユニット	1基	既許認可 とおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	原子炉格納容器給気ファン	2台	既許認可 とおり	原子炉格納容器排気ファン・ユニット	1基	既許認可 とおり	原子炉格納容器排気ファン	2台	既許認可 とおり	原子炉格納容器排気筒	1基	既許認可 とおり	補助建家給気ユニット	1基	既許認可 とおり	補助建家給気ファン	2台	既許認可 とおり	補助建家排気ファン	2台	既許認可 とおり	補助建家排気筒	1基	既許認可 とおり	※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まれる。							<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (換気設備の性能について、放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを明確化)
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称								位置、構造及び設備*1 維持台数			維持機能	性能	維持期間																																																																																													
			既許認可 とおり																																																																																																									
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1基	放射線物質漏えい防止機能 (事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射線物質漏えい防止機能を除く。)	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																						
		原子炉格納容器給気ユニット	1基	既許認可 とおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																					
	原子炉格納容器給気ファン	2台	既許認可 とおり																																																																																																									
	原子炉格納容器排気ファン・ユニット	1基	既許認可 とおり																																																																																																									
	原子炉格納容器排気ファン	2台	既許認可 とおり																																																																																																									
	原子炉格納容器排気筒	1基	既許認可 とおり																																																																																																									
	補助建家給気ユニット	1基	既許認可 とおり																																																																																																									
	補助建家給気ファン	2台	既許認可 とおり																																																																																																									
	補助建家排気ファン	2台	既許認可 とおり																																																																																																									
	補助建家排気筒	1基	既許認可 とおり																																																																																																									
※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まれる。																																																																																																												
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	位置、構造及び設備*1 維持台数	維持機能	性能	維持期間																																																																																																						
							既許認可 とおり																																																																																																					
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1基	放射線物質漏えい防止機能 (事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射線物質漏えい防止機能を除く。)	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																						
		原子炉格納容器給気ユニット	1基	既許認可 とおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																					
	原子炉格納容器給気ファン	2台	既許認可 とおり																																																																																																									
	原子炉格納容器排気ファン・ユニット	1基	既許認可 とおり																																																																																																									
	原子炉格納容器排気ファン	2台	既許認可 とおり																																																																																																									
	原子炉格納容器排気筒	1基	既許認可 とおり																																																																																																									
	補助建家給気ユニット	1基	既許認可 とおり																																																																																																									
	補助建家給気ファン	2台	既許認可 とおり																																																																																																									
	補助建家排気ファン	2台	既許認可 とおり																																																																																																									
	補助建家排気筒	1基	既許認可 とおり																																																																																																									
※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まれる。																																																																																																												

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																										
一	六 第6.1表 性能維持施設 (続き)	<p>第6.1表 性能維持施設 (9/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建物)名称</th> <th rowspan="2">位置、構造及び設備^{*1} 維持台数</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>既許認可 どおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>1台</td> <td>電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)</td> <td>性能維持施設(海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ、使用済燃料貯蔵設備)への電源を供給できる状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>1組</td> <td>電源供給機能</td> <td>性能維持施設(ディーゼル発電機)への電源を供給できる状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水設備</td> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>性能維持施設(原子炉補機冷却水冷却器、ディーゼル発電機)への海水を供給できる状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他主要施設</td> <td rowspan="4">換気設備</td> <td>放射線管理室給気ユニット^{**2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室給気ファン^{**2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気フィルタユニット^{**2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気ファン^{**2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>換気機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気筒^{**2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>換気機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まず。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備 ^{*1} 維持台数	維持機能	性能	維持期間	既許認可 どおり	その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1台	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	性能維持施設(海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ、使用済燃料貯蔵設備)への電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	蓄電池	1組	電源供給機能	性能維持施設(ディーゼル発電機)への電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ	1台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設(原子炉補機冷却水冷却器、ディーゼル発電機)への海水を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	その他主要施設	換気設備	放射線管理室給気ユニット ^{**2}	1基	既許認可 どおり	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで	放射線管理室給気ファン ^{**2}	1台	既許認可 どおり	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで	放射線管理室排気フィルタユニット ^{**2}	1基	既許認可 どおり	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで	放射線管理室排気ファン ^{**2}	1台	既許認可 どおり	換気機能	管理区域を解除するまで	原子炉格納容器排気筒 ^{**2}	1基	既許認可 どおり	換気機能	管理区域を解除するまで	<p>第6.1表 性能維持施設 (9/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建物)名称</th> <th rowspan="2">位置、構造及び設備^{*1} 維持台数</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>既許認可 どおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>1台</td> <td>電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)</td> <td>非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>1組</td> <td>電源供給機能</td> <td>非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水設備</td> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他主要施設</td> <td rowspan="4">換気設備</td> <td>放射線管理室給気ユニット^{**2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室給気ファン^{**2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気フィルタユニット^{**2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気ファン^{**2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>換気機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気筒^{**2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>換気機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まず。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備 ^{*1} 維持台数	維持機能	性能	維持期間	既許認可 どおり	その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1台	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	蓄電池	1組	電源供給機能	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ	1台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	その他主要施設	換気設備	放射線管理室給気ユニット ^{**2}	1基	既許認可 どおり	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで	放射線管理室給気ファン ^{**2}	1台	既許認可 どおり	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで	放射線管理室排気フィルタユニット ^{**2}	1基	既許認可 どおり	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで	放射線管理室排気ファン ^{**2}	1台	既許認可 どおり	換気機能	管理区域を解除するまで	原子炉格納容器排気筒 ^{**2}	1基	既許認可 どおり	換気機能	管理区域を解除するまで	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (ディーゼル発電機及び蓄電池の性能について、接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であることを明確化) 記載の適正化 (海水ポンプの性能について、接続している性能維持施設へ海水を供給できる状態であることを明確化) 記載の適正化 (換気設備の性能について、放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを明確化) 記載の明確化
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称								位置、構造及び設備 ^{*1} 維持台数			維持機能	性能	維持期間																																																																																															
			既許認可 どおり																																																																																																											
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1台	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	性能維持施設(海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ、使用済燃料貯蔵設備)への電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																								
		蓄電池	1組	電源供給機能	性能維持施設(ディーゼル発電機)への電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																								
	原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ	1台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設(原子炉補機冷却水冷却器、ディーゼル発電機)への海水を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																								
その他主要施設	換気設備	放射線管理室給気ユニット ^{**2}	1基	既許認可 どおり	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで																																																																																																								
		放射線管理室給気ファン ^{**2}	1台	既許認可 どおり	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで																																																																																																								
		放射線管理室排気フィルタユニット ^{**2}	1基	既許認可 どおり	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで																																																																																																								
		放射線管理室排気ファン ^{**2}	1台	既許認可 どおり	換気機能	管理区域を解除するまで																																																																																																								
原子炉格納容器排気筒 ^{**2}	1基	既許認可 どおり	換気機能	管理区域を解除するまで																																																																																																										
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備 ^{*1} 維持台数	維持機能	性能	維持期間																																																																																																								
							既許認可 どおり																																																																																																							
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1台	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																								
		蓄電池	1組	電源供給機能	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																								
	原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ	1台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																								
その他主要施設	換気設備	放射線管理室給気ユニット ^{**2}	1基	既許認可 どおり	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで																																																																																																								
		放射線管理室給気ファン ^{**2}	1台	既許認可 どおり	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで																																																																																																								
		放射線管理室排気フィルタユニット ^{**2}	1基	既許認可 どおり	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで																																																																																																								
		放射線管理室排気ファン ^{**2}	1台	既許認可 どおり	換気機能	管理区域を解除するまで																																																																																																								
原子炉格納容器排気筒 ^{**2}	1基	既許認可 どおり	換気機能	管理区域を解除するまで																																																																																																										

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																										
一	六 第6.1表 性能維持施設 (続き)	<p>第6.1表 性能維持施設 (10/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備^{※1}</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物)</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td>消火設備</td> <td>消火栓 (管理区域内)</td> <td>1式</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態であること。</td> <td rowspan="2">各建家を解体する前まで</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>非常照明</td> <td>1式</td> <td>照明機能</td> <td>非常照明が点灯できる状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まれる。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持機能	性能	維持期間	設備 (建物)	維持台数	その他主要施設	消火設備	消火栓 (管理区域内)	1式	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建家を解体する前まで	照明設備	非常照明	1式	照明機能	非常照明が点灯できる状態であること。	<p>第6.1表 性能維持施設 (10/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備^{※1}</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物)</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td>消火設備</td> <td>消火栓 (管理区域内)</td> <td>1式</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態であること。</td> <td rowspan="2">各建家を解体する前まで</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>非常照明 (直流非常灯)</td> <td>1式</td> <td>照明機能</td> <td>非常照明が点灯できる状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まれる。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持機能	性能	維持期間	設備 (建物)	維持台数	その他主要施設	消火設備	消火栓 (管理区域内)	1式	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建家を解体する前まで	照明設備	非常照明 (直流非常灯)	1式	照明機能	非常照明が点灯できる状態であること。	<p>・記載の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}			維持機能	性能				維持期間																																				
		設備 (建物)	維持台数																																											
その他主要施設	消火設備	消火栓 (管理区域内)	1式	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建家を解体する前まで																																								
	照明設備	非常照明	1式	照明機能	非常照明が点灯できる状態であること。																																									
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持機能	性能	維持期間																																								
		設備 (建物)	維持台数																																											
その他主要施設	消火設備	消火栓 (管理区域内)	1式	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建家を解体する前まで																																								
	照明設備	非常照明 (直流非常灯)	1式	照明機能	非常照明が点灯できる状態であること。																																									

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	七 性能維持施設 の位置、 構造及び設 備並びにそ の性能並び にその性能 を維持すべ き期間	<p><u>性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間は第6.1表に示すとおりである。</u></p> <p>廃止措置の進捗に応じて，<u>第6.1表に示す性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間について変更する場合は，廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<p><u>性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間は第6.1表に示すとおりである。</u></p> <p><u>第6.1表に示す性能維持施設は，原子炉設置許可等を受けて設計・製作されたものであり，これを引き続き供用するため，その性能維持施設の仕様等として，設置時の仕様及び廃止措置時に必要な台数を「位置，構造及び設備」欄に示すとともに，廃止措置段階において必要となる機能を「維持機能」欄に示す。</u></p> <p><u>この性能維持施設を維持管理し，供用することを前提としていることから，性能維持施設の性能として，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」等を参考に，廃止措置段階で求められる機能を維持管理するために必要となる状態を「性能」欄に示す。</u></p> <p><u>廃止措置の進捗に応じて，第6.1表に示す性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間について変更する場合は，廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の明確化 (第6.1表の記載の考え方を追記)

注) 下線は，補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由												
6-1	添付書類六 3. 性能維持施設の機能及びその性能	<p>3. <u>性能維持施設の機能及びその性能</u> (2) <u>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u> a. <u>核燃料物質取扱施設</u> 廃止措置期間中は、<u>新燃料及び使用済燃料を2号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出する際に取り扱う必要があることから、「臨界防止機能」、「燃料落下防止機能」及び「除染機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質取扱施設の機能及び性能維持施設を第6.3.2表に示す。</u></p> <p><u>第6.3.2表 核燃料物質取扱施設の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u></td> <td><u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>補助建家クレーン</u> <u>新燃料エレベータ</u></td> </tr> <tr> <td><u>除染機能</u></td> <td><u>除染装置</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>新燃料又は使用済燃料を取扱い中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱い中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること。</u> <u>「除染機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>除染を行うことができる状態であること。</u> </p> <p>b. <u>核燃料物質貯蔵施設</u> 廃止措置期間中は、<u>新燃料及び使用済燃料を2号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出するまで貯蔵する必要があることから、「臨界防止機能」、「水位及び漏えいの監視機能」、「浄化・冷却機能」及び「給水機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質貯蔵施設の機能及び性能維持施設を第6.3.3表に示す。</u></p>	機能	性能維持施設	<u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>補助建家クレーン</u> <u>新燃料エレベータ</u>	<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u>	<p>3. <u>性能維持施設の機能及びその性能</u> (2) <u>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u> a. <u>核燃料物質取扱施設</u> 廃止措置期間中は、<u>新燃料及び使用済燃料を2号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出する際に取り扱う必要があることから、「臨界防止機能」、「燃料落下防止機能」及び「除染機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質取扱施設の機能及び性能維持施設を第6.3.2表に示す。</u></p> <p><u>第6.3.2表 核燃料物質取扱施設の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u></td> <td><u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>補助建家クレーン</u> <u>新燃料エレベータ</u></td> </tr> <tr> <td><u>除染機能</u></td> <td><u>除染装置</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>新燃料又は使用済燃料を取扱い中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱い中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること。</u> <u>「除染機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>使用済燃料輸送容器の除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u> </p> <p>b. <u>核燃料物質貯蔵施設</u> 廃止措置期間中は、<u>新燃料及び使用済燃料を2号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出するまで貯蔵する必要があることから、「臨界防止機能」、「水位及び漏えいの監視機能」、「浄化・冷却機能」及び「給水機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質貯蔵施設の機能及び性能維持施設を第6.3.3表に示す。</u></p>	機能	性能維持施設	<u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>補助建家クレーン</u> <u>新燃料エレベータ</u>	<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u>	<p>・記載の適正化 (除染装置の性能について、使用済燃料輸送容器の除染に影響するような有意な損傷がない状態であることを明確化)</p>
機能	性能維持施設															
<u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>補助建家クレーン</u> <u>新燃料エレベータ</u>															
<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u>															
機能	性能維持施設															
<u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>補助建家クレーン</u> <u>新燃料エレベータ</u>															
<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u>															

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																				
6-1	添付書類六 3. 性能維持施設の機能及びその性能 (続き)	<p>第6.3.3表 核燃料物質貯蔵施設の機能及び性能維持施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨界防止機能</td> <td>新燃料貯蔵設備(新燃料ラック) 使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット, 使用済燃料ラック)</td> </tr> <tr> <td>水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備)</td> </tr> <tr> <td>浄化・冷却機能</td> <td>使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット水浄化冷却設備)</td> </tr> <tr> <td>給水機能</td> <td>燃料取替用水タンク</td> </tr> </tbody> </table> <p>核燃料物質貯蔵施設のうち、使用済燃料ピット水浄化冷却設備については、廃止措置期間中は、燃料取替による使用済燃料は発生せず、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、設備故障時に復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、使用済燃料ピットの冷却に必要な1系統を維持管理する。</p> <p>燃料取替用水タンクについては、廃止措置期間中は、炉心への注入は不要となることから、「ほう素濃度」は維持管理しない。</p> <p>「臨界防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。 ・新燃料及び使用済燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。 <p>「水位及び漏えいの監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。 ・使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。 <p>「浄化・冷却機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水の冷却が可能な運転状態であること。 ・使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。 <p>「給水機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著しい漏えいがない状態であること。 	機能	性能維持施設	臨界防止機能	新燃料貯蔵設備(新燃料ラック) 使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット, 使用済燃料ラック)	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備)	浄化・冷却機能	使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット水浄化冷却設備)	給水機能	燃料取替用水タンク	<p>第6.3.3表 核燃料物質貯蔵施設の機能及び性能維持施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨界防止機能</td> <td>新燃料貯蔵設備(新燃料ラック) 使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット, 使用済燃料ラック)</td> </tr> <tr> <td>水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備)</td> </tr> <tr> <td>浄化・冷却機能</td> <td>使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット水浄化冷却設備)</td> </tr> <tr> <td>給水機能</td> <td>燃料取替用水タンク</td> </tr> </tbody> </table> <p>核燃料物質貯蔵施設のうち、使用済燃料ピット水浄化冷却設備については、廃止措置期間中は、燃料取替による使用済燃料は発生せず、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、設備故障時に復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、使用済燃料ピットの冷却に必要な1系統を維持管理する。</p> <p>燃料取替用水タンクについては、廃止措置期間中は、炉心への注入は不要となることから、「ほう素濃度」は維持管理しない。</p> <p>「臨界防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。 ・新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。 <p>「水位及び漏えいの監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。 ・使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。 <p>「浄化・冷却機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。 ・使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。 <p>「給水機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 	機能	性能維持施設	臨界防止機能	新燃料貯蔵設備(新燃料ラック) 使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット, 使用済燃料ラック)	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備)	浄化・冷却機能	使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット水浄化冷却設備)	給水機能	燃料取替用水タンク	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (核燃料物質貯蔵設備の性能について、臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であることを明確化) ・記載の適正化 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備の性能について、使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であることを明確化) ・記載の適正化 (タンク類の性能について、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを明確化)
機能	性能維持施設																							
臨界防止機能	新燃料貯蔵設備(新燃料ラック) 使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット, 使用済燃料ラック)																							
水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備)																							
浄化・冷却機能	使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット水浄化冷却設備)																							
給水機能	燃料取替用水タンク																							
機能	性能維持施設																							
臨界防止機能	新燃料貯蔵設備(新燃料ラック) 使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット, 使用済燃料ラック)																							
水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備)																							
浄化・冷却機能	使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット水浄化冷却設備)																							
給水機能	燃料取替用水タンク																							

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
6-2	添付書類六 3. 性能維持施設 の機能及び その性能 (続き)	<p><u>第6.3.5表 放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="513 281 1442 963"> <thead> <tr> <th data-bbox="513 281 834 338">機能</th> <th data-bbox="834 281 1442 338">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="513 338 834 963"><u>放射性廃棄物処理機能</u></td> <td data-bbox="834 338 1442 963"> <u>格納容器冷却材ドレンタンク</u> <u>補助建家冷却材ドレンタンク</u> <u>冷却材貯蔵タンク</u> <u>補助建家機器ドレンタンク</u> <u>補助建家サンプタンク</u> <u>格納容器サンプ</u> <u>廃液貯蔵タンク</u> <u>廃液蒸発装置</u> <u>廃液蒸留水脱塩塔</u> <u>廃液蒸留水タンク</u> <u>薬品ドレンタンク</u> <u>洗浄排水タンク</u> <u>洗浄排水蒸発装置</u> <u>洗浄排水蒸留水タンク</u> <u>放水口</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>冷却材貯蔵タンクについては、廃止措置期間中は、設備故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性液体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理する。</u></p> <p><u>廃液蒸発装置については、廃止措置期間中は、設備故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性液体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理する。</u></p> <p><u>廃液蒸発装置1基を維持管理することにあわせて、廃液蒸留水脱塩塔及び廃液蒸留水タンクは、放射性液体廃棄物の処理に必要な各2基を維持管理する。</u></p> <p><u>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔、洗浄排水蒸発装置及び放水口を除く）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・著しい漏えいがない状態であること。</u> <p><u>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔及び洗浄排水蒸発装置）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・放射性液体廃棄物を処理できる状態であること。</u> <p><u>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（放水口）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・放射性液体廃棄物の希釈・放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u> 	機能	性能維持施設	<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>格納容器冷却材ドレンタンク</u> <u>補助建家冷却材ドレンタンク</u> <u>冷却材貯蔵タンク</u> <u>補助建家機器ドレンタンク</u> <u>補助建家サンプタンク</u> <u>格納容器サンプ</u> <u>廃液貯蔵タンク</u> <u>廃液蒸発装置</u> <u>廃液蒸留水脱塩塔</u> <u>廃液蒸留水タンク</u> <u>薬品ドレンタンク</u> <u>洗浄排水タンク</u> <u>洗浄排水蒸発装置</u> <u>洗浄排水蒸留水タンク</u> <u>放水口</u>	<p><u>第6.3.5表 放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 281 2401 963"> <thead> <tr> <th data-bbox="1472 281 1792 338">機能</th> <th data-bbox="1792 281 2401 338">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1472 338 1792 963"><u>放射性廃棄物処理機能</u></td> <td data-bbox="1792 338 2401 963"> <u>格納容器冷却材ドレンタンク</u> <u>補助建家冷却材ドレンタンク</u> <u>冷却材貯蔵タンク</u> <u>補助建家機器ドレンタンク</u> <u>補助建家サンプタンク</u> <u>格納容器サンプ</u> <u>廃液貯蔵タンク</u> <u>廃液蒸発装置</u> <u>廃液蒸留水脱塩塔</u> <u>廃液蒸留水タンク</u> <u>薬品ドレンタンク</u> <u>洗浄排水タンク</u> <u>洗浄排水蒸発装置</u> <u>洗浄排水蒸留水タンク</u> <u>放水口</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>冷却材貯蔵タンクについては、廃止措置期間中は、設備故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性液体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理する。</u></p> <p><u>廃液蒸発装置については、廃止措置期間中は、設備故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性液体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理する。</u></p> <p><u>廃液蒸発装置1基を維持管理することにあわせて、廃液蒸留水脱塩塔及び廃液蒸留水タンクは、放射性液体廃棄物の処理に必要な各2基を維持管理する。</u></p> <p><u>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔、洗浄排水蒸発装置及び放水口を除く）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</u> <p><u>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔及び洗浄排水蒸発装置）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。</u> <p><u>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（放水口）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u> 	機能	性能維持施設	<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>格納容器冷却材ドレンタンク</u> <u>補助建家冷却材ドレンタンク</u> <u>冷却材貯蔵タンク</u> <u>補助建家機器ドレンタンク</u> <u>補助建家サンプタンク</u> <u>格納容器サンプ</u> <u>廃液貯蔵タンク</u> <u>廃液蒸発装置</u> <u>廃液蒸留水脱塩塔</u> <u>廃液蒸留水タンク</u> <u>薬品ドレンタンク</u> <u>洗浄排水タンク</u> <u>洗浄排水蒸発装置</u> <u>洗浄排水蒸留水タンク</u> <u>放水口</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (タンク類の性能について、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを明確化) ・記載の適正化 (廃液蒸発装置等の性能について、放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であることを明確化) ・記載の適正化 (放水口の性能について、放射性液体廃棄物の放出に影響するようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であることを明確化)
機能	性能維持施設											
<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>格納容器冷却材ドレンタンク</u> <u>補助建家冷却材ドレンタンク</u> <u>冷却材貯蔵タンク</u> <u>補助建家機器ドレンタンク</u> <u>補助建家サンプタンク</u> <u>格納容器サンプ</u> <u>廃液貯蔵タンク</u> <u>廃液蒸発装置</u> <u>廃液蒸留水脱塩塔</u> <u>廃液蒸留水タンク</u> <u>薬品ドレンタンク</u> <u>洗浄排水タンク</u> <u>洗浄排水蒸発装置</u> <u>洗浄排水蒸留水タンク</u> <u>放水口</u>											
機能	性能維持施設											
<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>格納容器冷却材ドレンタンク</u> <u>補助建家冷却材ドレンタンク</u> <u>冷却材貯蔵タンク</u> <u>補助建家機器ドレンタンク</u> <u>補助建家サンプタンク</u> <u>格納容器サンプ</u> <u>廃液貯蔵タンク</u> <u>廃液蒸発装置</u> <u>廃液蒸留水脱塩塔</u> <u>廃液蒸留水タンク</u> <u>薬品ドレンタンク</u> <u>洗浄排水タンク</u> <u>洗浄排水蒸発装置</u> <u>洗浄排水蒸留水タンク</u> <u>放水口</u>											

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由												
6-2	添付書類六 3. 性能維持施設 の機能及び その性能 (続き)	<p>c. <u>放射性固体廃棄物の廃棄設備</u> <u>廃止措置期間中は、放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持管理する。放射性固体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第6.3.6表に示す。</u></p> <p><u>第6.3.6表 放射性固体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="507 520 1448 772"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>放射性廃棄物貯蔵機能</u></td> <td><u>使用済樹脂貯蔵タンク</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射性廃棄物処理機能</u></td> <td><u>ドラム詰装置（アスファルト固化装置、セメント固化装置）</u> <u>ベイラ</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ベイラについては、廃止措置期間中は、設備故障時には放射性固体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性固体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理する。</u> <u>「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>著しい漏えいがない状態であること。</u> <u>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>放射性固体廃棄物を処理できる状態であること。</u> </p> <p>(5) <u>解体中に必要なその他の施設</u> a. <u>換気設備</u> <u>廃止措置期間中は、使用済燃料の貯蔵管理及び搬出作業、放射性廃棄物の処理、放射性粉じん発生の可能性のある解体作業等において、空気浄化が必要となる可能性があるため、「換気機能」を有する設備を維持管理する。換気設備の機能及び性能維持施設を第6.3.11表に示す。</u></p>	機能	性能維持施設	<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>	<u>使用済樹脂貯蔵タンク</u>	<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>ドラム詰装置（アスファルト固化装置、セメント固化装置）</u> <u>ベイラ</u>	<p>c. <u>放射性固体廃棄物の廃棄設備</u> <u>廃止措置期間中は、放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持管理する。放射性固体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第6.3.6表に示す。</u></p> <p><u>第6.3.6表 放射性固体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1466 520 2407 772"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>放射性廃棄物貯蔵機能</u></td> <td><u>使用済樹脂貯蔵タンク</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射性廃棄物処理機能</u></td> <td><u>ドラム詰装置（アスファルト固化装置、セメント固化装置）</u> <u>ベイラ</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ベイラについては、廃止措置期間中は、設備故障時には放射性固体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性固体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理する。</u> <u>「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</u> <u>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。</u> </p> <p>(5) <u>解体中に必要なその他の施設</u> a. <u>換気設備</u> <u>廃止措置期間中は、使用済燃料の貯蔵管理及び搬出作業、放射性廃棄物の処理、放射性粉じん発生の可能性のある解体作業等において、空気浄化が必要となる可能性があるため、「換気機能」を有する設備を維持管理する。換気設備の機能及び性能維持施設を第6.3.11表に示す。</u></p>	機能	性能維持施設	<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>	<u>使用済樹脂貯蔵タンク</u>	<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>ドラム詰装置（アスファルト固化装置、セメント固化装置）</u> <u>ベイラ</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (タンク類の性能について、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを明確化) ・記載の適正化 (ドラム詰装置及びベイラの性能について、放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であることを明確化)
機能	性能維持施設															
<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>	<u>使用済樹脂貯蔵タンク</u>															
<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>ドラム詰装置（アスファルト固化装置、セメント固化装置）</u> <u>ベイラ</u>															
機能	性能維持施設															
<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>	<u>使用済樹脂貯蔵タンク</u>															
<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>ドラム詰装置（アスファルト固化装置、セメント固化装置）</u> <u>ベイラ</u>															

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																											
6-2	添付書類六 3. 性能維持施設 の機能及び その性能 (続き)	<p align="center"><u>第 6. 3. 11 表 換気設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14"><u>換気機能</u></td> <td><u>原子炉格納容器給気ユニット</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉格納容器給気ファン</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉格納容器排気フィルタ・ユニット</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉格納容器排気ファン</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉格納容器排気筒</u></td> </tr> <tr> <td><u>補助建家給気ユニット</u></td> </tr> <tr> <td><u>補助建家給気ファン</u></td> </tr> <tr> <td><u>補助建家排気フィルタユニット</u></td> </tr> <tr> <td><u>補助建家排気ファン</u></td> </tr> <tr> <td><u>補助建家排気筒</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射線管理室給気ユニット</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射線管理室給気ファン</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射線管理室排気フィルタユニット</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射線管理室排気ファン</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>換気設備のうち補助建家排気ファンについては、<u>廃止措置期間中は、補助建家の換気に必要な2台を維持管理する。</u></p> <p><u>放射線管理室給気ファン及び放射線管理室排気ファンについては、廃止措置期間中は、放射線管理室の換気に必要な各1台を維持管理する。また、放射線管理室排気フィルタユニットについては、廃止措置期間中は、よう素の放出量は無視できるため「放射線管理室のよう素除去機能」は維持管理しない。</u></p> <p><u>「換気機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。</u> <p>b. <u>非常用電源設備</u> <u>廃止措置期間中は、使用済燃料を2号炉使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間は使用済燃料の冷却が必要であり、安全確保上、外部電源喪失時においても冷却を行う必要がある。このため、外部電源喪失時に使用済燃料貯蔵設備の冷却のために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持管理する。非常用電源設備の機能及び性能維持施設を第6.3.12表に示す。</u></p> <p align="center"><u>第 6. 3. 12 表 非常用電源設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>電源供給機能</u></td> <td><u>ディーゼル発電機</u> <u>蓄電池</u></td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	<u>換気機能</u>	<u>原子炉格納容器給気ユニット</u>	<u>原子炉格納容器給気ファン</u>	<u>原子炉格納容器排気フィルタ・ユニット</u>	<u>原子炉格納容器排気ファン</u>	<u>原子炉格納容器排気筒</u>	<u>補助建家給気ユニット</u>	<u>補助建家給気ファン</u>	<u>補助建家排気フィルタユニット</u>	<u>補助建家排気ファン</u>	<u>補助建家排気筒</u>	<u>放射線管理室給気ユニット</u>	<u>放射線管理室給気ファン</u>	<u>放射線管理室排気フィルタユニット</u>	<u>放射線管理室排気ファン</u>	機能	性能維持施設	<u>電源供給機能</u>	<u>ディーゼル発電機</u> <u>蓄電池</u>	<p align="center"><u>第 6. 3. 11 表 換気設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14"><u>換気機能</u></td> <td><u>原子炉格納容器給気ユニット</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉格納容器給気ファン</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉格納容器排気フィルタ・ユニット</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉格納容器排気ファン</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉格納容器排気筒</u></td> </tr> <tr> <td><u>補助建家給気ユニット</u></td> </tr> <tr> <td><u>補助建家給気ファン</u></td> </tr> <tr> <td><u>補助建家排気フィルタユニット</u></td> </tr> <tr> <td><u>補助建家排気ファン</u></td> </tr> <tr> <td><u>補助建家排気筒</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射線管理室給気ユニット</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射線管理室給気ファン</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射線管理室排気フィルタユニット</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射線管理室排気ファン</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉格納容器排気筒 (1号炉)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>換気設備のうち補助建家排気ファンについては、<u>廃止措置期間中は、補助建家の換気に必要な2台を維持管理する。</u></p> <p><u>放射線管理室給気ファン及び放射線管理室排気ファンについては、廃止措置期間中は、放射線管理室の換気に必要な各1台を維持管理する。また、放射線管理室排気フィルタユニットについては、廃止措置期間中は、よう素の放出量は無視できるため「放射線管理室のよう素除去機能」は維持管理しない。</u></p> <p><u>「換気機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</u> <p>b. <u>非常用電源設備</u> <u>廃止措置期間中は、使用済燃料を2号炉使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間は使用済燃料の冷却が必要であり、安全確保上、外部電源喪失時においても冷却を行う必要がある。このため、外部電源喪失時に使用済燃料貯蔵設備の冷却のために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持管理する。非常用電源設備の機能及び性能維持施設を第6.3.12表に示す。</u></p> <p align="center"><u>第 6. 3. 12 表 非常用電源設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>電源供給機能</u></td> <td><u>ディーゼル発電機</u> <u>蓄電池</u></td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	<u>換気機能</u>	<u>原子炉格納容器給気ユニット</u>	<u>原子炉格納容器給気ファン</u>	<u>原子炉格納容器排気フィルタ・ユニット</u>	<u>原子炉格納容器排気ファン</u>	<u>原子炉格納容器排気筒</u>	<u>補助建家給気ユニット</u>	<u>補助建家給気ファン</u>	<u>補助建家排気フィルタユニット</u>	<u>補助建家排気ファン</u>	<u>補助建家排気筒</u>	<u>放射線管理室給気ユニット</u>	<u>放射線管理室給気ファン</u>	<u>放射線管理室排気フィルタユニット</u>	<u>放射線管理室排気ファン</u>	<u>原子炉格納容器排気筒 (1号炉)</u>	機能	性能維持施設	<u>電源供給機能</u>	<u>ディーゼル発電機</u> <u>蓄電池</u>	<p>・記載の明確化</p> <p>・記載の適正化 (換気設備の性能について、放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを明確化)</p>
機能	性能維持施設																																														
<u>換気機能</u>	<u>原子炉格納容器給気ユニット</u>																																														
	<u>原子炉格納容器給気ファン</u>																																														
	<u>原子炉格納容器排気フィルタ・ユニット</u>																																														
	<u>原子炉格納容器排気ファン</u>																																														
	<u>原子炉格納容器排気筒</u>																																														
	<u>補助建家給気ユニット</u>																																														
	<u>補助建家給気ファン</u>																																														
	<u>補助建家排気フィルタユニット</u>																																														
	<u>補助建家排気ファン</u>																																														
	<u>補助建家排気筒</u>																																														
	<u>放射線管理室給気ユニット</u>																																														
	<u>放射線管理室給気ファン</u>																																														
	<u>放射線管理室排気フィルタユニット</u>																																														
	<u>放射線管理室排気ファン</u>																																														
機能	性能維持施設																																														
<u>電源供給機能</u>	<u>ディーゼル発電機</u> <u>蓄電池</u>																																														
機能	性能維持施設																																														
<u>換気機能</u>	<u>原子炉格納容器給気ユニット</u>																																														
	<u>原子炉格納容器給気ファン</u>																																														
	<u>原子炉格納容器排気フィルタ・ユニット</u>																																														
	<u>原子炉格納容器排気ファン</u>																																														
	<u>原子炉格納容器排気筒</u>																																														
	<u>補助建家給気ユニット</u>																																														
	<u>補助建家給気ファン</u>																																														
	<u>補助建家排気フィルタユニット</u>																																														
	<u>補助建家排気ファン</u>																																														
	<u>補助建家排気筒</u>																																														
	<u>放射線管理室給気ユニット</u>																																														
	<u>放射線管理室給気ファン</u>																																														
	<u>放射線管理室排気フィルタユニット</u>																																														
	<u>放射線管理室排気ファン</u>																																														
<u>原子炉格納容器排気筒 (1号炉)</u>																																															
機能	性能維持施設																																														
<u>電源供給機能</u>	<u>ディーゼル発電機</u> <u>蓄電池</u>																																														
6-3																																															

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
6-3	添付書類六 3. 性能維持施設の機能及びその性能 (続き)	<p><u>非常用電源設備のうちディーゼル発電機については、廃止措置期間中は、外部電源喪失時に原子炉を安全に停止するための設備へ電源供給する必要はなく、また、ディーゼル発電機が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な1台を維持管理する。また、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、使用済燃料ピット冷却系への電源供給についても時間的余裕が十分にあるため、「自動起動及び10秒以内の電圧確立機能」及び「自動給電機能」は維持管理しない。</u></p> <p><u>「電源供給機能」を有する性能維持施設（ディーゼル発電機）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>性能維持施設（海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ、使用済燃料ピット水浄化冷却設備（使用済燃料ピットポンプ））へ電源を供給できる状態であること。</u> <p><u>蓄電池については、廃止措置期間中は、非常用動力負荷等に電源供給する必要はなく、また、蓄電池が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な1組を維持管理する。</u></p> <p><u>「電源供給機能」を有する性能維持施設（蓄電池）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>性能維持施設（ディーゼル発電機）へ電源を供給できる状態であること。</u> <p>c. <u>その他の安全確保上必要な設備</u> <u>廃止措置期間中は、b.で記載したとおり、安全確保上、使用済燃料を冷却することが必要であるため、「冷却機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第6.3.13表に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6.3.13表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="507 1360 1442 1591"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 1360 834 1413">機能</th> <th data-bbox="834 1360 1442 1413">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1413 834 1591"><u>冷却機能</u></td> <td data-bbox="834 1413 1442 1591"><u>原子炉補機冷却水冷却器</u> <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u> <u>原子炉補機冷却水サージタンク</u> <u>海水ポンプ</u></td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	<u>冷却機能</u>	<u>原子炉補機冷却水冷却器</u> <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u> <u>原子炉補機冷却水サージタンク</u> <u>海水ポンプ</u>	<p><u>非常用電源設備のうちディーゼル発電機については、廃止措置期間中は、外部電源喪失時に原子炉を安全に停止するための設備へ電源供給する必要はなく、また、ディーゼル発電機が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な1台を維持管理する。また、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、使用済燃料ピット冷却系への電源供給についても時間的余裕が十分にあるため、「自動起動及び10秒以内の電圧確立機能」及び「自動給電機能」は維持管理しない。</u></p> <p><u>「電源供給機能」を有する性能維持施設（ディーゼル発電機）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</u> <p><u>蓄電池については、廃止措置期間中は、非常用動力負荷等に電源供給する必要はなく、また、蓄電池が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な1組を維持管理する。</u></p> <p><u>「電源供給機能」を有する性能維持施設（蓄電池）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</u> <p>c. <u>その他の安全確保上必要な設備</u> <u>廃止措置期間中は、b.で記載したとおり、安全確保上、使用済燃料を冷却することが必要であるため、「冷却機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第6.3.13表に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6.3.13表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 1360 2407 1591"> <thead> <tr> <th data-bbox="1472 1360 1798 1413">機能</th> <th data-bbox="1798 1360 2407 1413">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1472 1413 1798 1591"><u>冷却機能</u></td> <td data-bbox="1798 1413 2407 1591"><u>原子炉補機冷却水冷却器</u> <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u> <u>原子炉補機冷却水サージタンク</u> <u>海水ポンプ</u></td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	<u>冷却機能</u>	<u>原子炉補機冷却水冷却器</u> <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u> <u>原子炉補機冷却水サージタンク</u> <u>海水ポンプ</u>	<p>・記載の適正化 (ディーゼル発電機及び蓄電池の性能について、接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であることを明確化)</p>
機能	性能維持施設											
<u>冷却機能</u>	<u>原子炉補機冷却水冷却器</u> <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u> <u>原子炉補機冷却水サージタンク</u> <u>海水ポンプ</u>											
機能	性能維持施設											
<u>冷却機能</u>	<u>原子炉補機冷却水冷却器</u> <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u> <u>原子炉補機冷却水サージタンク</u> <u>海水ポンプ</u>											

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
6-3	添付書類六 3. 性能維持施設 の機能及び その性能 (続き)	<p><u>原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却水冷却器，原子炉補機冷却水ポンプ，原子炉補機冷却水サージタンク）及び原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）については，廃止措置期間中は，事故時等に原子炉を安全に停止するための設備を冷却する必要はなく，また，海水又は冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため，1台又は1基を維持管理する。また，貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており，使用済燃料ピットの冷却についても時間的余裕が十分にあるため，原子炉補機冷却水ポンプ及び海水ポンプの「自動起動機能」は維持管理しない。</u></p> <p><u>「冷却機能」を有する性能維持施設（原子炉補機冷却水冷却器，原子炉補機冷却水ポンプ，原子炉補機冷却水サージタンク）の性能は，以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>性能維持施設（使用済燃料ピット水浄化冷却設備）へ冷却水を供給できる状態であること。</u> <p><u>「冷却機能」を有する性能維持施設（海水ポンプ）の性能は，以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>性能維持施設（原子炉補機冷却水冷却器，ディーゼル発電機）へ海水を供給できる状態であること。</u> <p><u>また，廃止措置期間中は，外部電源喪失時においても作業者が建家から安全に避難できるよう，安全確保のために必要な「照明機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第6.3.14表に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6.3.14表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="507 1241 1442 1356"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明機能</td> <td>非常照明</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>「照明機能」を有する性能維持施設の性能は，以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>非常照明が点灯できる状態であること。</u> <p><u>(6) 検査・校正</u> <u>性能維持施設に対する検査・校正については，保安規定に管理の方法を定めて実施する。</u></p>	機能	性能維持施設	照明機能	非常照明	<p><u>原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却水冷却器，原子炉補機冷却水ポンプ，原子炉補機冷却水サージタンク）及び原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）については，廃止措置期間中は，事故時等に原子炉を安全に停止するための設備を冷却する必要はなく，また，海水又は冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため，1台又は1基を維持管理する。また，貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており，使用済燃料ピットの冷却についても時間的余裕が十分にあるため，原子炉補機冷却水ポンプ及び海水ポンプの「自動起動機能」は維持管理しない。</u></p> <p><u>「冷却機能」を有する性能維持施設（原子炉補機冷却水冷却器，原子炉補機冷却水ポンプ，原子炉補機冷却水サージタンク）の性能は，以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。</u> <p><u>「冷却機能」を有する性能維持施設（海水ポンプ）の性能は，以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。</u> <p><u>また，廃止措置期間中は，外部電源喪失時においても作業者が建家から安全に避難できるよう，安全確保のために必要な「照明機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第6.3.14表に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6.3.14表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 1241 2407 1356"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明機能</td> <td>非常照明（直流非常灯）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>「照明機能」を有する性能維持施設の性能は，以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>非常照明が点灯できる状態であること。</u> <p><u>(6) 検査・校正</u> <u>性能維持施設については，必要な期間中，必要な機能及び性能を維持管理できるよう，保安規定に施設管理計画を定めて，適切な頻度で点検，検査及び校正を実施する。</u></p>	機能	性能維持施設	照明機能	非常照明（直流非常灯）	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（原子炉補機冷却水冷却器等の性能について，接続している性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であることを明確化） ・記載の適正化（海水ポンプの性能について，接続している性能維持施設へ海水を供給できる状態であることを明確化） ・記載の明確化 ・記載の適正化
機能	性能維持施設											
照明機能	非常照明											
機能	性能維持施設											
照明機能	非常照明（直流非常灯）											

注) 下線は，補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-3	添付書類六 4. 性能維持施設 の維持期間	<p>4. <u>性能維持施設の維持期間</u></p> <p>(1) <u>建家及び構造物</u> 放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐために必要な「<u>放射性物質漏えい防止機能</u>」及び性能は、<u>管理区域を解除するまで維持管理する。</u> 周辺公衆及び放射線業務従事者が受ける被ばくを低くするために必要な「<u>放射線遮蔽機能</u>」及び性能は、<u>炉心支持構造物等の解体が完了するまで又は線源となる設備の解体が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>(2) <u>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u></p> <p>a. <u>核燃料物質取扱施設</u> 新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「<u>臨界防止機能</u>」, 「<u>燃料落下防止機能</u>」及び「<u>除染機能</u>」並びに性能は、<u>2号炉新燃料貯蔵設備内及び使用済燃料貯蔵設備内の新燃料又は使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>b. <u>核燃料物質貯蔵施設</u> 使用済燃料の貯蔵に必要な「<u>臨界防止機能</u>」, 「<u>浄化・冷却機能</u>」, 「<u>給水機能</u>」及び「<u>水位及び漏えいの監視機能</u>」並びに性能は、<u>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u> また、<u>新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能は、2号炉新燃料貯蔵設備内及び使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>(3) <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u></p> <p>a. <u>放射性気体廃棄物の廃棄設備</u> 放射性気体廃棄物の廃棄のために必要な「<u>放射性廃棄物処理機能</u>」 及び性能は、<u>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>b. <u>放射性液体廃棄物の廃棄設備</u> 放射性液体廃棄物の廃棄のために必要な「<u>放射性廃棄物処理機能</u>」 及び性能は、<u>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</u></p>	<p>4. <u>性能維持施設の維持期間</u></p> <p>(1) <u>建家及び構造物</u> <u>原子炉補助建家及び原子炉格納容器の「放射性物質漏えい防止機能」</u> 及び性能は、<u>それぞれの管理区域を解除するまで維持管理する。</u></p> <p><u>原子炉補助建家（補助遮蔽）の「放射線遮蔽機能」及び性能は、線源となる設備の解体が完了するまで維持管理する。</u> また、<u>原子炉容器周囲のコンクリート壁及び原子炉格納容器外周のコンクリート壁の「放射線遮蔽機能」及び性能は、炉心支持構造物等の解体が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>(2) <u>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u></p> <p>a. <u>核燃料物質取扱施設</u> <u>使用済燃料ピットクレーンの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」</u> 並びに性能は、<u>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u> <u>補助建家クレーンの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」</u> 並びに性能は、<u>2号炉新燃料貯蔵設備内及び使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u> <u>新燃料エレベータの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」</u> 並びに性能は、<u>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u> また、<u>除染装置の「除染機能」及び性能は、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>b. <u>核燃料物質貯蔵施設</u> <u>新燃料貯蔵設備の「臨界防止機能」及び性能は、2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u> <u>使用済燃料貯蔵設備の「臨界防止機能」及び性能は、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u> <u>使用済燃料貯蔵設備の「浄化・冷却機能」及び「水位及び漏えいの監視機能」</u> 並びに性能は、<u>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u> また、<u>燃料取替用水タンクの「給水機能」及び性能は、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>(3) <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u></p> <p>a. <u>放射性気体廃棄物の廃棄設備</u> <u>放射性気体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」</u> 及び性能は、<u>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>b. <u>放射性液体廃棄物の廃棄設備</u> <u>放射性液体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」</u> 及び性能は、<u>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</u></p>	<p>・記載の適正化</p>

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-3	添付書類六 4. 性能維持施設の維持期間 (続き)	<p>c. <u>放射性固体廃棄物の廃棄設備</u> 放射性固体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能並びに放射性固体廃棄物の貯蔵のために必要な「放射性廃棄物貯蔵機能」及び性能は、放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</p> <p>(4) <u>放射線管理施設</u></p> <p>a. <u>発電用原子炉施設の放射線監視</u> 発電用原子炉施設の放射線を管理するために必要な「放射線監視機能」及び性能は、関連する設備の供用が終了するまで維持管理する。</p> <p>b. <u>環境への放射性物質の放出管理</u> 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境へ放出するために必要な「放出管理機能」及び性能は、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</p> <p>c. <u>管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理</u> 放射線業務従事者の被ばく管理に必要な「放射線管理機能」及び性能は、管理区域を解除するまで維持管理する。</p> <p>(5) <u>解体中に必要なその他の施設</u></p> <p>a. <u>換気設備</u> 管理区域内の空気浄化に必要な「換気機能」及び性能は、管理区域を解除するまで維持管理する。</p> <p>b. <u>非常用電源設備</u> 外部電源喪失時に安全確保のために必要な「電源供給機能」及び性能は、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>c. <u>その他安全確保上必要な設備</u> 使用済燃料を冷却するために必要な「冷却機能」及び性能は、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。 また、外部電源喪失時に作業者の安全確保のために必要な「照明機能」及び性能は、各建家を解体する前まで維持管理する。</p> <p>(6) <u>その他の安全対策</u></p> <p>a. <u>火災防護</u> 放射線障害防止の観点から、火災の防護に必要な「消火機能」及び性能は、各建家を解体する前まで維持管理する。</p>	<p>c. <u>放射性固体廃棄物の廃棄設備</u> 放射性固体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」並びに性能は、放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</p> <p>(4) <u>放射線管理施設</u></p> <p>a. <u>発電用原子炉施設の放射線監視</u> エリア・モニタ及びプロセス・モニタの「放射線監視機能」及び性能は、関連する設備の供用が終了するまで維持管理する。</p> <p>b. <u>環境への放射性物質の放出管理</u> 排気モニタ及び排水モニタの「放出管理機能」及び性能は、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</p> <p>c. <u>管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理</u> 放射線管理関係設備の「放射線管理機能」及び性能は、管理区域を解除するまで維持管理する。</p> <p>(5) <u>解体中に必要なその他の施設</u></p> <p>a. <u>換気設備</u> 換気設備の「換気機能」及び性能は、管理区域を解除するまで維持管理する。</p> <p>b. <u>非常用電源設備</u> 非常用電源設備の「電源供給機能」及び性能は、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>c. <u>その他安全確保上必要な設備</u> 原子炉補機冷却水設備及び原子炉補機冷却海水設備の「冷却機能」及び性能は、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。 また、非常照明の「照明機能」及び性能は、各建家を解体する前まで維持管理する。</p> <p>(6) <u>その他の安全対策</u></p> <p>a. <u>火災防護</u> 消火栓の「消火機能」及び性能は、各建家を解体する前まで維持管理する。</p>	<p>・記載の適正化</p>

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
9-1	添付書類九 4. 個別業務に関する計画、実施、評価及び改善	<p>4. <u>個別業務に関する計画、実施、評価及び改善</u></p> <p>4.2 <u>個別業務の実施</u></p> <p>(1) <u>発電用原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、及び、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。</u></p>	<p>4. <u>個別業務に関する計画、実施、評価及び改善</u></p> <p>4.2 <u>個別業務の実施</u></p> <p>(1) <u>発電用原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、及び当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。</u></p>	<p>・記載の適正化</p>

注) 下線は、補正事項に含まない。